

財産評価 ～取引相場のない株式③～

この取引相場のない株式の評価は、掘り下げすぎると頭が痛くなるのでぎりぎりのところまでにしましょう。今回と次回は、前回飛ばした『どういった場合に原則的評価方式をとるか』がテーマです。



5. 原則的評価方式となる場合

(1) 同族株主と同族関係者

① 同族株主とは（⇒ここは大事です。覚えてください！）

株主は一人一人判定するのではなく、グループで見えていきます。同族株主とは、株主の一人とその同族関係者の持ち株割合（正確には議決権の割合。以下同じです）が**30%以上**である場合におけるその株主及び同族関係者グループをいいます。

② 同族関係者とは

上記①の同族関係者にはどこまで含めるのかということ、その株主と配偶者及び6親等内の血族並びに3親等内の姻族がその範囲となります。かなり広いです。『おれには血よりも濃いものがあるから』という熱い思いや『親類だけど絶縁状態だし、あいつは他人』という言い分などの個々の事情はまったく考慮されずに、粛々と判定することとなります。

(2) 同族株主がいる場合

① 特に50%超を所有する同族株主がいる場合で、自分がその同族株主グループに属する場合は原則的評価方式（一部の株主は③の判定により例外的評価に）となります。注意すべきは、この場合2番目に持ち株割合の大きいグループが例え30%以上を所有していたとしてもそのグループは同族株主とは呼びません。50%超の支配はそれだけ『破壊的』ということで、それ以外の株主はぱっさりと例外的評価方式となります。

② 同族株主はいるけれど50%超は所有していない場合（つまり30%～50%を所有する同族株主）で、自分がその同族株主グループに属する場合も、影響力が大きいと考えて原則的評価方式と（一部の株主は③の判定により例外的評価に）なります。この場合、それ以外の株主は例外的評価方式です。

③ ①と②の同族株主に属するものの、自分の持ち株割合が5%未満で、中心的な同族株主（※1）がいる会社なのに自分は中心的な同族株主に該当せず、かつその会社の役員でもない場合は例外的評価方式となります。かなりのレアケースになりますが、この場合はあまりにも影響力が小さいと考えるからです。

※1 中心的な同族株主とは、同族株主のいる会社のうち、同族株主の一人並びにその配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族の持ち株割合が25%以上である場合のその株主をいいます。

それでは、具体例を見てみましょう。

波兵衛グループ 60% (波兵衛 40%) (カツオ 20%)	同族株主のため、波兵衛もカツオも 原則的評価方式
イササガグループ 40%	50%超を所有するグループがあるため、40%所有していてもイササガは 例外的評価方式

【A社】

波兵衛グループ 40% (波兵衛 9%) (カツオ 30%) (マズオ※ 1%) ※役員でない	同族株主のため、波兵衛とカツオは 原則的評価方式 。マズオは上記(2)③に該当するため 例外的評価方式 （波兵衛とカツオが中心的な同族株主）
イササガグループ 40%	同族株主のため、 原則的評価方式
ハナサワグループ 20%	例外的評価方式

【B社】

カツオ『自己中心的な同族株主の評価方法も特別に規定して欲しいなあ』